

大分県報

令和五年
号外（六〇）
三月三十一日

（金曜日）

目次

条 例

大分県税条例の一部改正.....

○条 例

大分県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十四号

大分県税条例の一部を改正する条例

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第二項第一号並びに第三号イ及びロ中「第三十七条の二第二項第一号」を「第三十七条の二第十一項第一号」に改める。

第三十五条第二項中「又は第三項」を「第三項又は第五項」に改める。

第三十五条の八第一項中「「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「第十項」を「第十四項」に改め、同条第三項中「個人の」の下に「行う」を加える。

第五十二条第四号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第四百七十七条第一号イ」を「第四百五十一条第一号イ」に改め、同条第五号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百五十一条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四百四十九条第一項」に改める。

附則第十條第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。
附則第十五條第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

令和五年三月三十一日

大分県報号外（条例）

一

附則第二十条第一項中「附則第六条の十七第一項」を「附則第六条の十八第一項」に改め、同条第二項中「附則第六条の十七第二項」を「附則第六条の十八第二項」に改める。

附則第二十条の二第二項中「附則第十一条の四第一項、第四項若しくは第六項」を「附則第十一条の四第二項若しくは第四項」に改める。

附則第二十二條の六の五第一項及び第二項を削り、同条第三項中「掲げる軽油自動車」の下に「（同条第一項第三号に規定する軽油自動車をいう。以下この条及び附則第二十二條の七において同じ。）」を加え、「令和五年三月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同項を同条とする。

附則第二十二條の六の六第二項を削る。

附則第二十二條の六の七第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（施行規則附則第四条の十一第一項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの（第六項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するものうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（同条第八項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第二十二條の六の七第五項を削り、同条第六項中「（施行規則附則第四条の十一第十八項に規定する被けん引自動車を除く。）」を削り、「附則第四条の十一第十七項」を「附則第四条の十一第十二項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和六年四月三十日」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 乗用車(施行規則附則第四条の十一第十四項で定めるものに限る。)、バス(同条第十五項で定めるものに限る。)
 又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するものうち、衝突被害軽減制御装置を備えるもの(施行規則附則第四条の十三第三項で定めるものに限る。)
 で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第二十二條の六の七第七項中「附則第四条の十一第十九項」を「附則第四条の十一第十六項」に改める。

附則第二十二條の七第一項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。次項第一号」に、「規定するものをいう。以下この条」を「規定するものをいう。次項第二号」に、「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車(以下この条)」を「ガソリン自動車(次項第四号及び第三項第一号)に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に、「石油ガス自動車(以下この条)」を「石油ガス自動車(次項第五号及び第三項第二号)に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)」及び「当該自動車が発行された日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第二項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第五十七條第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第二項に規定するもの」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量(同法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。))が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第三項に規定するもの(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。))」に、「附則第五条の二第七項」を「附則第五条の二第二項」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「第五十七條第一項第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準」に改める。

車基準(次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。))に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同条第一項第一号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。))」に、「第五十七條第一項第一号イ(2)」を「同条第一項第一号イ(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。))」に、「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第三項」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「第五十七條第一項第二号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。))」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第一項第二号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。))」に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第四項」に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準」を「第五十七條第一項第三号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。))」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条第一項第三号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。))」に、「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第五項」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	
七千五百円	二千元
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百円	四千元
一万七千九百円	四千五百円
二万五百円	五千五百円
二万三千六百円	六千元
二万七千二百円	七千元
四万七百元	一万五百円
二万五千元	六千五百円
三万五百円	八千元

第一項第一号ロ

第一項第五号イ	六千円	千五百円
	一万二千元	三千円
第一項第五号ロ	二万円	五千元
	二万四千四百円	六千五百円
	二万八千八百円	七千五百円
	三万四千八百円	九千元
	四万円	一万円
	四万五千六百円	一万五千五百円
	五万二千四百円	一万三千五百円
	六万四百円	一万五千五百円
	六万九千六百円	一万七千五百円
	八万八千円	二万二千元
第一項第五号ハ	一万三千五百円	三千五百円
	一万八千二百円	五千元
	三千七百元	千円
	四千七百元	千二百円
第二項第一号	六千三百円	千六百円
	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千元

附則第二十二條の七第五項を同條第二項とし、同條第六項中「第六十條の六第一項」を

「第六十條の六第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「当該營業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項」を「次」に、「同條」を「同項」に改め、同項第一号中「附則第五條の二第十一項」を「附則第五條の二第六項」に改め、同項第二号中「附則第五條の二第十二項」を

「附則第五條の二第七項」に改め、同項第三号中「附則第五條の二第十三項」を「附則第五條の二第八項」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千元
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千元
	一万三千八百円	七千元
	一万五千七百円	八千元
	一万七千九百円	九千元
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七千七百円	二万五千元
第四号イ	四千五百円	二千五百円

附則第二十二條の七第六項を同條第三項とする。

附則

（施行期日）

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- （自動車税に関する経過措置）
別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大分県税条例（次項において「新条例」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 新条例附則第二十二條の七の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。